

アパート・マンションで一人暮らしをされている方へ 会社名や目的を告げない 不動産勧誘に 気をつけて!!



県内で、アパートなどに一人で暮らす独身男性が不動産業者から悪質な勧誘を受けたという相談を多数受理しています。

業者に対する法規制（禁止行為）

宅地建物取引業法や特定商取引法では、宅地建物取引業者が契約締結の勧誘をするとき

- 会社名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘する行為
 - 威迫する行為
 - 平穩を害する方法で、その者を困惑させる行為
 - 相手が拒否する意思表示したにもかかわらず勧誘を継続する行為
 - 迷惑を覚えさせるような時間の電話や訪問する行為
- などを禁止しています。

実態

悪質不動産業者の手口・特徴

- 会社名や目的を告げずに勧誘し、個人情報等を聞き出す。
(必要事項不告知)
- 断ると人格を否定したり、営業妨害等と言って、土下座を強要する。
(威迫、強要罪)
- 途中から上司も加わって、高圧的な態度で契約を迫る。
(威迫・困惑)
- 断っても長時間居座る。
(勧誘継続、不退去罪)
- 夜間でも訪問してくる。
(迷惑時間訪問)

一番の対策は 玄関ドアを開けない ことです！

訪問販売に対しては、玄関は開けずにインターフォン越しに対応しましょう。そして、はっきり・きっぱりと断りましょう。もし、玄関を開けてしまい、執拗な勧誘を受けた時は110番してください。



訪問販売等で困ったときは相談してください

消費者ホットライン

茨城県宅地建物取引業相談窓口

☎局番なし 188

☎029-301-4722



茨城県警察